

町消防団新体制

本部



団長
高原 信之



副団長
小林 透

第1分団(祖母井地区)



分団長 田川 治道
副分団長 鈴木 勝美

第2分団(南高根沢地区)



分団長 菊地 幹郎
副分団長 石川 保

第3分団(水橋地区)



分団長 酒井 和夫
副分団長 小林 賢一



1-1部長(26人) (祖母井・上延生) 細谷 雅明
1-2部長(15人) (稲毛田) 見木 充寿



2-1部長(18人) (下高根沢南・芳賀台) 栗平 敏幸
2-2部長(18人) (下高根沢北・芳賀台) 岡田 義之



3-1部長(15人) (東水沼) 有坂 昇
3-2部長(15人) (西水沼・北長島) 坂本 和義



1-3部長(20人) (下延生・与能) 手塚 一成



2-3部長(15人) (芳志戸) 関口 正人
2-4部長(20人) (ハツ木・上稲毛田・給部) 大林 伸一



3-3部長(15人) (西高橋・打越新田) 菅谷 直敏
3-4部長(15人) (東高橋) 水沼 誠

火災情報をメール配信します



芳賀町携帯電話用ホームページメール配信サービスの機能を利用して、防災無線で放送している火災情報をメール配信します。

●メール配信の登録方法

携帯電話で、【<http://www.town.haga.tochigi.jp/i/>】を表示し、すでに登録している人は「メール配信変更・中止」から、新規登録する人は「メール配信申込み」から進み、配信内容の「消防本部からの緊急情報配信」を選択してください。

※機種により登録できない場合があります。

企画課情報広報係 ☎028(677)6031

みなさんの家に

住宅用火災警報器設置が義務化

改正された芳賀地区広域行政事務組合火災予防条例の施行に伴い、住宅（一般住宅・共同住宅・併用住宅）などに住宅用火災警報器の設置が義務付けられます。

新築住宅は、平成18年6月1日以降に着工するものに設置が義務付けられ、既存住宅への義務付けは、平成21年6月1日から適用になります。



なぜ義務化に

住宅火災による死者数は急増しています。特に死者の半数以上が高齢者となっており、また、死に至った原因の7割は、逃げ遅れとなっています。

皆さんの命を守るために必要性が高まってきたことから義務化されました。

住宅用火災警報器とは

住宅用火災警報器は、天井や壁に取付け、火災の初期に煙を自動的に感知し、警報音や音声により火災を知らせる器具です。電源は、ACアダプター100Vタイプや電池タイプがあり、電池タイプは天井や壁に簡単に取付けられることができます。

悪質な訪問販売にご注意!

住宅用火災警報器の設置義務化を契機として、不適正な価格・無理強い販売などを行う業者にご注意ください。

(火災警報器はクーリングオフの対象です)

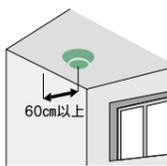


よく購入できるの
お近くの消防設備取扱店やホームセンター、電気店などで取扱っています。
感度や警報音量などの基準に合格したものは、日本消防検定協会の鑑定マーク「NSマーク」が付けられ、推奨されています。

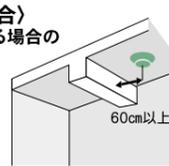
よく取り付けるの

- ① 寝室
 - ② 寝室に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井 ※ただし、1階などで容易に避難できる階は除く。
 - ③ 寝室がある階から、2つ下の階の階段
 - ④ 寝室がある階から2つ以上の上階に部屋がある場合の最上階の階段
- ※設置が義務づけられていない台所などにも設置しましょう。

〈天井の場合〉
通常の壁面からの取付位置
火災報知器の中心を壁から60cm以上離します。



〈天井の場合〉
梁などがある場合の取付位置
火災報知器の中心を梁から60cm以上離します。



〈エアコン付近の場合〉
エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置
換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



〈壁面の場合〉
天井から15～50cm以内に火災報知器の中心がくるように取り付けます。

